

# 個人住民税の特別徴収にかかる Q&A

事業主様向け

H31.1 改

## 問いの項目について（全 24 問。回答は本文に記載。）

- 問 1) 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？
- 問 2) 全ての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？
- 問 3) 全ての従業員（パート・アルバイトを含む）を特別徴収しなければならないのですか？
- 問 4) 従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？
- 問 5) 従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？
- 問 6) これまでは、従業員の希望で「特別徴収」と「普通徴収」と選べたと思いますが、何か制度が変わりましたか。また、今まで「特別徴収」をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？
- 問 7) 「特別徴収」をすると手間がかかります。事業主にとって何かメリットはあるのですか？
- 問 8) 従業員は全員普通徴収で口座振替なのに、なぜ特別徴収しなければならないのですか。
- 問 9) 所得税が課税されない場合は個人住民税も課税されないですか。
- 問 10) 「特別徴収」はどのような手順で行うのですか？
- 問 11) 毎月の税額が変わることはありませんか。
- 問 12) 特別徴収では毎月市町村に納入することとなっているようですが、回数を減らす方法はありませんか？
- 問 13) 税の納入場所（金融機関等）は市町村ごとで異なるのですか。一本化できませんか。
- 問 14) 従業員が退職、転勤した場合はどうなりますか？
- 問 15) 年の途中で従業員が退職等異動した場合の徴収方法はどうなりますか？
- 問 16) 1 月末に給与支払報告書を提出した従業員が、その後すぐに退職したのですが、異動届出書は提出する必要がありますか？
- 問 17) 従業員が 6 月に他市へ引っ越しを予定していますが、個人住民税の納付先市町村も変更になりますか。
- 問 18) 住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届出書を提出する必要がありますか？
- 問 19) 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に納めることはできないのですが。
- 問 20) 事業を休業・解散した場合（又は休業、廃止を予定している場合）はどうすればよいのですか。
- 問 21) うちの日給月給のため、固定された給与ではありません。月によって給与額がバラバラ。そのような者は普通徴収で良いですか？
- 問 22) 船乗りのため、給与支払いの時期が不定期なのですが。
- 問 23) 従業員の入れ替わりが激しいため、特別徴収は難しいのですが。
- 問 24) 特別徴収した徴収金を納期限まで納入できないとどうなりますか？

# 個人住民税の特別徴収にかかる Q&A

事業主様向け

H31.1 改

## 本文

(特別徴収とは)

問1) 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

【回答】

事業主が、従業員へ支払う毎月の給与から、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税（市町村民税と府民税）を徴収して（天引きして）、従業員に代わって従業員が居住する市町村に納入していただく制度です。

(対象となる事業者)

問2) 全ての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

【回答】

従業員の給与から所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、原則、従業員の住民税を特別徴収しなければならないことになっています（地方税法第321条の4）。

(特別徴収の対象者 特別徴収と普通徴収)

問3) 全ての従業員（パート・アルバイトを含む）を特別徴収しなければならないのですか？

【回答】

個人住民税の特別徴収の対象者は次の①②いずれにも該当する方です（地方税法第321条の3）。

- ① 前年中に給与の支払いを受けた方
- ② 当該年度の初日（4月1日）において、給与の支払いを受けている方

したがって、パート・アルバイトの従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は原則特別徴収することになります。

ただし、以下a～f、とその他について、e、fは当面の間、その他は平成30年度のみですが、その場合は特別徴収の対象外として、直接従業員に納税通知書を送付し、従業員が納付する普通徴収とすることができます。

- a 退職者及び退職予定者（5月末日まで）及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方
- b 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方  
(例：前年中の給与支払金額が100万円以下)
- c 給与支払いが不定期な方（例：給与の支払いが毎月でない）
- d 他事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方、又は特別徴収される予定がある方（乙欄該当者）
- e 専従者給与が支給されている方
- f (a～eを除いた) 受給者総人数が2人以下の事業主

\* aからfまでの理由で普通徴収を希望される場合は1月末までに提出する1月1日現在の給与支払報告書の個人別明細書摘要欄へのこれら符号記載の上、提出時に普通徴収切替理由書（兼仕切紙）を添付、エルタックス利用の場合は個人別明細書摘要欄へのこれら符号記載の上、普通徴収欄にチェック入力が必要です。

その他、電算システムの改修等のため、直ちに特別徴収することが困難で特別徴収実施困難理由届出書を市町村に提出している事業主

## (特別徴収の対象者2 従業員が家族のみの場合)

問4) 従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？

### 【回答】

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっていますので、家族であっても特別徴収を行う義務があります（地方税法第321条の4）。

ただし、個人事業主の場合で専従者給与のみを支給している場合は当面、特別徴収ではなく、普通徴収でも可能とします。

## (従業員が少ない場合)

問5) 従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

### 【回答】

従業員が少ない事業所でも特別徴収しなければなりません。

ただし、常時2人以下の家事使用人（事業専従者ではない）のみに給与を支払う場合は所得税の源泉徴収義務がないため特別徴収しなくてもよい取り扱いとしています（所得税法第184条）。なお、当面は受給者総人数から特別徴収の対象外となる従業員数を減じた数が2人以下の場合も特別徴収をしなくてもよい取り扱いとしています。

## (周知理由)

問6) これまでは、従業員の希望で「特別徴収」と「普通徴収」と選べたと思いますが、何か制度が変わりましたか。また、今まで「特別徴収」をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？

### 【回答】

地方税法及び市町村の条例で、原則として所得税を源泉徴収している事業主の方は、従業員の個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされています（地方税法第321条の4）。特別徴収制度は以前から定められており、制度は変わっていません。

今までもこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要があったのですが、平成25年度から京都府と府内の全ての市町村が連携して、一斉に個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでおり、平成30年度から一斉指定をするものです。

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、御理解と御協力をお願いします。

## (事業主のメリット)

問7) 「特別徴収」をすると手間がかかります。事業主にとって何かメリットはあるのですか？

### 【回答】

個人住民税の特別徴収は、事業主に一定の御負担をお願いせざるを得ませんが、所得税のように、事業主が税額を計算したり年末調整をするような手間はかかりません。税額の計算は1月末までに事業主から提出いただいた給与支払報告書等に基づいて各市町村が計算し、5月末までに「特別徴収税額通知書」を事業主に通知します。

特別徴収税額通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、事業主はその税額を毎月の給料から徴収（天引き）し、合計額を翌月10日（10日が土・日または祝日の場合はその翌日）までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、市町村長の承認により年12回の納期を年2回とする制度もあります（地方税法第321条の5の2）。

### (口座振替による普通徴収中)

問8) 従業員は全員普通徴収で口座振替なのに、なぜ特別徴収しなければならないのですか。

#### 【回答】

口座振替により適正に納付いただきありがとうございます。

しかし、従業員の給与から所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、原則、従業員の住民税を特別徴収しなければならないことになっています(地方税法第321条の4)

口座振替を行っていることを理由に普通徴収とすることはできません。御理解と御協力をお願いします。

### (所得税との関係)

問9) 所得税が課税されない場合は個人住民税も課税されないですか。

#### 【回答】

所得税と個人住民税では税額の計算が異なりますので、所得税が課税されなくても個人住民税が課税される場合があります。

### (特別徴収の手続 納税方法)

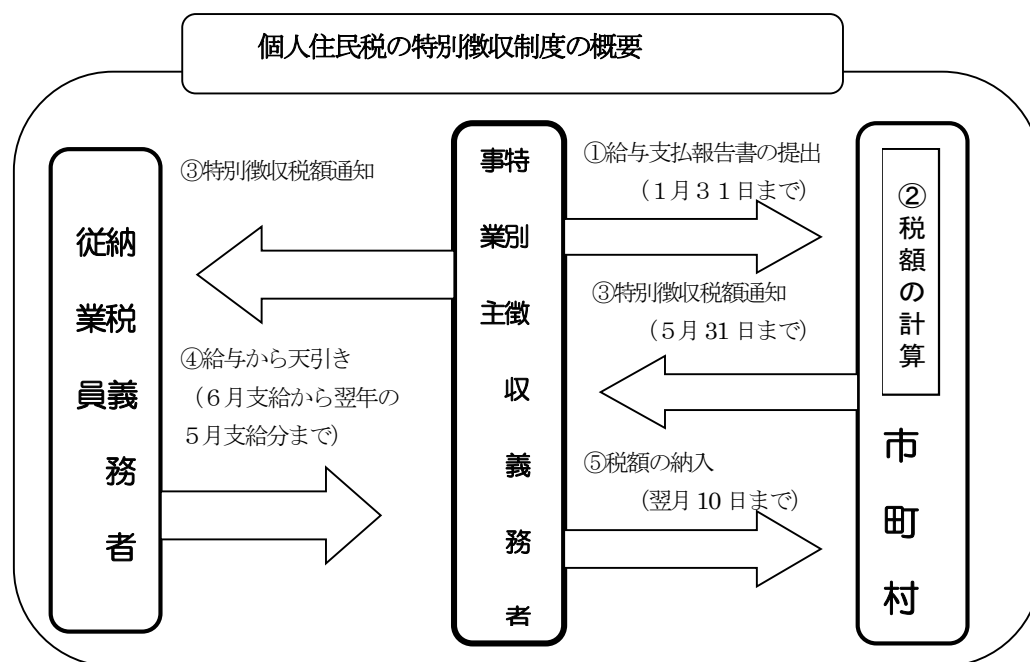
問10) 「特別徴収」はどのような手順で行うのですか？

#### 【回答】

毎年1月末までに1月1日現在の給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を提出していただきますが(地方税法第317条の6)総括表にある「在職者(特別徴収)」欄に、特別徴収の対象となる従業員数を記入していただきますようお願いします。

その後は、提出いただいた給与支払報告書等に基づいて市町村が税額の計算を行い、毎年5月末までに「特別徴収税額通知書」を送付します。

特別徴収税額通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から特別徴収税額通知書に記載された月割額を徴収して、翌月の10日(10日が土・日または祝日の場合はその翌日)までに当該市町村(又は当該市町村が指定する金融機関)に納めてください。



### (毎月の税額の変更可能性)

問 11) 毎月の税額が変わることはありませんか。

#### 【回答】

個人住民税は前年所得に対して計算しますので税額が変わることは原則ありません。

ただし、従業員の方が申告期限後に確定申告を提出したり、扶養親族等の状況を後から変更した場合等によって個人住民税を再計算した結果、税額が変わる場合があります。

このような場合は、特別徴収が済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書を送付します。また、還付が生じる場合については、還付方法について後日連絡させていただくことがあります。

### (納税回数)

問 12) 特別徴収では毎月市町村に納入することとなっているようですが、回数を減らす方法はありますか？

#### 【回答】

従業員数が常時 10 人未満である事業所は、市町村に申請して承認を受けることにより年 12 回の納期を 2 回とすることもできます（地方税法第 321 条の 5 の 2）。

### (税の納入場所)

問 13) 税の納入場所（金融機関等）は市町村ごとで異なるのですか。一本化できませんか。

#### 【回答】

申し訳ありません。市町村ごとに指定された金融機関等で納付をお願いします。

### (従業員の退職)

問 14) 従業員が退職、転勤した場合はどうなりますか？

#### 【回答】

退職、休職または転勤など、従業員に異動があったときには、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出いただく必要があります（地方税法第 321 条の 5 第 3 項）。

異動届出書については、異動が生じた翌月の 10 日（10 日が土・日または祝日の場合はその翌日）までに提出をお願いします（地方税法施行規則第 10 条関係 第 18 号様式）。

### (年途中の退職)

問 15) 年の途中で従業員が退職等異動した場合の徴収方法はどうなりますか？

#### 【回答】

毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた納税義務者が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です（問 14 参照）。

そして、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなるため、残りの税額は普通徴収の方法により徴収することになります。

ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による徴収となります。

- ① 退職後に再就職し、一定期間内に納税義務者本人が引き続き転職先からの特別徴収を希望した場合
- ② 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職等をした場合で、納税義務者本人から残りの税額を特別徴収の方法でまとめて徴収されたい旨の申出があった場合
- ③ 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職等をした場合で、元の勤務先から 5 月 31 日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合

（※③については納税義務者本人の申出がなくても、元の勤務先から 5 月 31 日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収しなければなりません。）

### (給与報告後の異動(退職))

問16) 1月末に給与支払報告書を提出した従業員が、その後すぐに退職したのですが、異動届出書は提出する必要がありますか？

#### 【回答】

異動した年の1月1日現在、本市(町・村)に住所があり、かつその年の1月2日から5月31日までの間に退職や転勤などによって給与の支払を受けなくなった場合であっても、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

異動届出書については、異動が生じた翌月の10日(10日が土・日または祝日の場合はその翌日)までに提出をお願いします(地方税法施行規則第10条関係 第18号様式)。

### (給与報告後の異動(転居))

問17) 従業員が6月に他市へ引っ越しを予定していますが、個人住民税の納付先市町村も変更になりますか。

#### 【回答】

住民税は毎年1月1日現在の住所で納税義務が発生します。平成30年度分の住民税の納税義務は平成30年1月1日に確定しますので、その後に他市町村に転出した場合でも平成30年度分の住民税は引き続き平成30年1月1日現在の住所地市町村へ納入していただくこととなりますので、引き続き給与の支給を受けているのであれば、異動届の提出は不要です。

### (非課税対象者の異動)

問18) 住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届出書を提出する必要がありますか？

#### 【回答】

住民税が非課税(徴収すべき税額がゼロ)の従業員が異動した場合でも、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要ですので、異動が生じた翌月の10日(10日が土・日または祝日の場合はその翌日)までに提出をお願いします。

その他、住民税をすでに納入済みの場合でも同様です(地方税法施行規則第10条関係 第18号様式)。

### (業績不振で納付困難)

問19) 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を(運転資金に回して)納期限内に納めることはできないのですが。

#### 【回答】

事業主が特別徴収した徴収金は、従業員の方からの預かり金であり、事業資金ではありません。必ず決められた納期限内に納入してください。なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては業務上横領に類似するものとして、地方税法第324条第3項において罰則規定が設けられています(10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する)。

### (事業を休業、解散した場合)

問20) 事業を休業・解散した場合(又は休業、廃止を予定している場合)はどうすればよいですか。

#### 【回答】

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出いただくとともに、特別徴収税額の有無にかかわらず、受給者(納税義務者)全員について「特別徴収に係る給与所得者異動報告書」を提出してください。

### (固定給与でない)

問21) うちは日給月給のため、固定された給与ではありません。月によって給与額がバラバラ。そのような者は普通徴収で良いですか？

#### 【回答】

給与から税額が引ききれない月がある方については、特別徴収の対象外となります。

### (不定期支給)

問 22) 船乗りのため、給与支払いの時期が不定期なのですが。

#### 【回答】

給与が毎月支給されない方については、特別徴収の対象外となります。

### (近く退職する者あり)

問 23) 従業員の入れ替わりが激しいため、特別徴収は難しいのですが。

#### 【回答】

特別徴収は法令（地方税法第 321 条の 3）によるものであり、就職・退職が多いことを理由に全ての従業員を普通徴収とすることは出来ません。ただし、近いうちに退職予定の方については普通徴収のままで結構です。しかし、正当な理由がない場合は、原則特別徴収となりますので御理解ください。

### (滞納となった場合)

問 24) 特別徴収した徴収金を納期限まで納入できないとどうなりますか？

#### 【回答】

事業主が特別徴収した徴収金は、あくまでも従業員の方からの預かり金ですので、納期限までに納入する義務があります。徴収金を滞納した場合は事業主の方に滞納処分を執行される可能性があります。

#### <参考> 地方税法（抜粋）

(市町村民税に係る督促)

第 329 条 納税者(略)又は特別徴収義務者が納期限(略)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(参考資料)

## 根拠法令等

### 【特別徴収の根拠】

#### 地方税法

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

**第 321 条の 3** 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

(以下、省略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

**第 321 条の 4** 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。（以下、省略）



## 所得税法

### (源泉徴収義務)

第 183 条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。（以下、省略）

### (源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第 184 条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

## 【特別徴収義務者の義務と罰則規定等】

## 地方税法

### (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第 321 条の 5 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。(以下、省略)

### (市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。(以下、省略)

### (市町村民税の脱税に関する罪)

第 324 条第 3 項 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六(第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によって徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**(給与支払報告書等の提出義務)**

**第317条の6** 一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによって、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。（以下、省略）

**(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)**

**第317条の7** 前条の規定によって提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（以下、省略）